

『介護保険制度』における「住宅改修工事」って何？

「住宅改修工事」とは、高齢者や障害者の方が在宅でより良く便利に過ごす為の工事
では、ありません。

「住宅改修工事」とは「自立支援」を促す為の工事です。

長期間ベッドの上で過ごしたり、何もしない「ひきこもった」生活をしていると人はやがて「生活不活発病(廃用症候群)」になり老化や病状は進行するばかりです。

そうした「老い」や「病気」にこのまま流されて生きていくのは悔しくありませんか？
まだまだ「人の世話にはならん！なりたくない！」と思う人は沢山いる筈です。
「自立」をするために「道具」や「用具」「設備」を利用することは何も恥ずかしい事ではありません。

「介護保険制度」ではこうした「自立支援」の為の工事に対して最大20万円までの
(自己負担1割または2割)給付をするという制度を設けています。
この制度をうまく利用して住み馴れた我が家でずっと過ごしたいと思いませんか？

★ 面倒を見てもらう(守り)の介護から自立(攻め)の介護へ！

※但し、この制度を利用するには諸条件があります。

(要介護・要支援認定、改修工事給付申請手続き、改修項目の限定など)

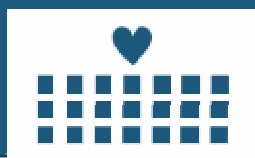
●業務内容；改修工事申請手続き等及び工事(リフォームセットでお得に！)
また従来の建築設計業務(新築)も引き続き扱っております。

★個人様やケアマネージャー様、また関係施設様等からのお問い合わせをお待ちしております。ホームページからも可能です。「丹羽企画」で検索！

※業務に関する取得資格；

- ・2級建築士 ・福祉住環境コーディネーター2級 ・福祉用具専門相談員
- ・岐阜県高齢者向け住宅改修相談士 ・岐阜県木造住宅耐震相談士
- その他 ・宅地建物取引士 ・調理師

※ご協力いただける業者様(大工さん等職人の方)も同時募集します！
ご一報お待ちしております！



まずはお電話から！



お待ち
しています

ご連絡・お問い合わせ先
丹羽企画 丹羽晃成
(2級建築士事務所) 関市下之保2665 「道の駅平成」西100m

電話 0575-49-3468
携帯 090-8739-2757

◎住宅改修工事等業務の流れ(概要)

①: 相談業務

↓ ・本人様(利用者)やケアマネージャー様との面談や話し合いにて大まかな事情をある程度把握いたします。

↓ ←(施工意思が確認された場合)

②: 現地確認等業務

↓ ・施工予定者も含め現地での打合せや調査などを行ないます。(該当□に☑)
↓ (□構造 □測量 □状況写真 □福祉住環境基本チェックシートによる調査)※1
↓ ※1(生活基本動作 改修項目の内容 付帯工事 予算など多項目)

↓ ←(施工意思が確認された場合)

③: 図面及び見積書の作成業務

↓ ・工事に関わる費用や申請手続きなど及び図面作成などの費用を提示いたします。

↓ ←(請負契約が成立した場合)

④: 介護保険制度における住宅改修工事、支給申請書の作成及び手続き業務(事前申請)

↓ □支給申請書 □住宅改修工事が必要な理由書 □工事費見積書・図面作成等
↓ ￥1000～ ￥2000～ ￥18000～
↓ □その他 諸経費(役所での手続きや交通費など) ￥12000～ ※価格は目安

↓ ←(工事に着工し完成した場合)

⑤: 正式な支給申請手続き業務

↓ □費用に係る領収書 □工事費内訳書 □住宅改修の前後が確認できる写真等
↓ □所有者が利用者とは違う場合は承諾書 □諸経費 ※概算で￥24000～

↓ ←(申請が認められた場合)

⑥: 保険者(市町村)より支給

↓ ・16万から18万を限度として申請者(利用者)へ支給されます。

↓ ←(一定期間を経て)

⑦: モニタリング

↓ ・利用者宅へお伺いし、利用状況などを確認する。 ※￥18000程度

↓
終了

○特記事項;

- ・原則①から③までは無料、④からは費用が発生いたします。
- ・記載の価格は全て目安(参考価格)といたします。(明細は③の見積書内に記載)
- ・⑥につきましては直接業者へと支給する手続きになる場合もございます。
- ・現地在遠隔地の場合や工事内容により費用は変動致しますのでご注意ください。

※建築事務所の経験と福祉住環境・福祉専門用具相談員の知識を生かし「建築」と「福祉」が連携をした形での提案をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○ご用命・お問い合わせは

〒501-3521 岐阜県関市下之保2665 丹羽企画 丹羽晃成

電話0575-49-3549又は090-8739-2757 FAX 0575-49-3519

メール mail@niwa-kikaku.com